

# 受託販売素材入札案内 (檜山森林管理署)

(令和8年度 第4回) (郵便入札のみ)

- |            |  |           |
|------------|--|-----------|
| 1. 物件の展示場所 | 檜山森林管理署  | 厚沢部町 山元   |
| 2. 物件明細書   | 物件入札番号   | 72号 ~ 76号 |
| 3. 入札開始の日時 | 令和8年7月9日(木)  | 10:00開札   |
| 4. 入札場所    | 函館市駒場町5番3号<br>日本森林林業振興会函館支所 会議室  |           |
| 5. 主催      | 北海道木材産業協同組合連合会<br>担当:北海道木材産業協同組合連合会道南支部<br>函館市駒場町5番3号<br>TEL:0138-83-8911 FAX:0138-52-1139<br>E-mail:dounan@mokkyou.jp |           |

## 6. 留意事項

- (1) 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものです。
- (2) 販売物件一覧表の摘要欄に「間伐材」と明記された物件について、「間伐材証明」及び「間伐等由来の木質バイオマス証明」の発行が必要な場合は、申し出願います。
- (3) 入札は、次頁の「入札規定」に基づき行いますので、前もってご高覧を賜り、山元土場で販売物件を熟覧のうえ、奮って入札くださいますようお願い申し上げます。  
なお、下記アドレスの北海道森林管理局ホームページに詳細が掲載されていますので、そちらも参考に願います。  
<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/index.html>
- (4) 国有林の管理上、林道のゲートに施錠がされておりますので、物件の熟覧、搬出に当たっては事前に当該森林事務所に連絡のうえ、鍵を借り受けるようお願いいたします。
- (5) 搬出にあたっては、搬出の期間や搬出方法について、檜山森林管理署の指示に従って実施するようお願いいたします。
  - ①林道規格に合った車両を使用し、過積載がないよう特段のご配慮をお願いします。
  - ②雨天時等は林道がぬかるむため、路体乾燥時に搬出を行ってください。
  - ③搬出する際は、業者同士の重複を避けるため、該当森林事務所に必ず連絡をしてください。
  - ④運材で林道等を破損させた場合は補修を実施して頂く場合がありますのでご注意願います。
  - ⑤買受された方が他社に運送を依頼するときは、上記のことについて遵守するようご指導方をお願いします。
- (6) 杭で桎を止めている場合は、土場に杭が放置されないよう、抜いて邪魔にならない場所へ寄せるか搬出していただくようお願いいたします。

(7) 「ナラ枯れ被害区域及び監視区域」について

檜山森林管理署は、「ナラ枯れ被害区域及び監視区域」に指定されていることから、ナラ枯れ被害防止対策を実施しています。

入札にあたっては下記アドレスにあります、北海道庁ホームページ「ナラ枯れ被害について」及び北海道森林管理局ホームページ「北海道森林管理局のナラ枯れ被害対策」をご確認ください。

【北海道庁ナラ枯れ被害対策について】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/new23/206717.html>

【北海道森林管理局:北海道森林管理局のナラ枯れ被害対策】

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/policy/conservation/naragare/naragare.html>

## 受託販売素材入札規定

### 1 入札方式

- (1) 入札は、投函入札とします。物件ごとに北海道木材産業協同組合連合会作成の入札用紙に物件ごとに別葉として、入札番号（物件番号）、入札金額、入札者住所・氏名・印等所定の事項を記入し投函入札して下さい。
- (2) 郵便入札の受付は、令和8年7月8日(水) 17時00分まで必着とします。二重封筒の表に「郵便入札」と朱書きし、配達証明をもって下記のところへ郵送願います。なお、「郵便入札」は、ご案内の受託販売先の「署名」を記入し、その封筒に入札書を入れて下さい。

※「宛先」 〒042-0935 函館市駒場町5番3号  
森林林業振興会函館支所内  
北海道木材産業協同組合連合会道南支部 あて

### 2 入札保証金

- (1) 免除します。ただし、落札決定後、落札者が買受を取り消したときは、落札金額に消費税を加算した金額の5%を「違約金」として徴収します。
- (2) 買上代金請求後の買受け取消しは認めないこととします。

### 3 入札金額

- (1) 入札金額は、100円単位とし、端数がある場合は切り捨てとします。
- (2) 消費税10%は、代金請求の際にお買上げ代金に加算しますので、入札に当たっては消費税を含めない一物件当たりの金額で入札願います。
- (3) 有効札の最高値をもって落札とし、最高値が複数同額の場合は抽選により決定します。

### 4 入札物件

入札物件の数量、長級、径級、品等は全て明細書どおりとし、異義の申立ては受入れません。

### 5 代金の決済

お買上げ代金の決済期限は 令和8年7月21日(火) までとし、現金又は金融機関に保証された約束手形とします。

- (1) 約束手形の支払期日は、入札日から60日（令和8年9月6日）とし、約束手形の額面金額は、年利2.500%、期間50日の金利を含めた金額とします。
- (2) 約束手形の送付先は、〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 北海道木材産業協同組合連合会とします。
- (3) お買い上げの納入が決済期限を遅延した時は、遅延日数1日につき、支払代金の11%（年率）を遅延金として徴収します。

## 6 物件の引渡

代金納入が確認された後、又は約束手形の振出日以降に速やかに通知します。

## 7 搬出期限

令和8年10月30日(金) とします。

## 8 搬出延期料

搬出期限を延長しようとする場合は、事前に連絡すること。また、その場合は、搬出延期料として当該延期期間1日につき、搬出延期物件に関わる販売代金の1000分の1に相当する金額を徴収します。

## 9 暴力団排除に関する誓約事項

入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別添)について、入札前に確認しなければならず入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

暴力団排除に関する誓約事項(別添)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効となる。

## 10 入札参加資格

物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領(平成26年12月4日付け 林政政第338号林野庁長官通知)、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づき指名停止を受け、林産物売り払いに係る競争参加資格の制限を受けていない者としてします。

## 11 その他

上記以外の事項については、道木連及び地元の商習慣によることとします。

## 12 代金振込先銀行

北洋銀行	札幌駅南口支店	(普)	0132529
北海道銀行	道庁支店	(普)	0677847
大地みらい信用金庫	札幌支店	(普)	0001352
口座名 北海道木材産業協同組合連合会			
TEL 011-251-0683			

## 13 問合わせ先

北海道木材産業協同組合連合会 (担当：辻ノ内常務理事)  
TEL：011-251-0683 FAX：011-251-0684  
道南支部 (担当：春山)  
TEL：0138-83-8911 FAX：0138-52-1139

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴殿の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載したもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為をする者
- (2) 法的に責任を超えた不当な要求行為を行なう者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行なう者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行なう者
- (5) その他各号に準ずる行為を行なう者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 令和8年度 第4回受託公売物件展示場所一覧表

入札予定日 令和8年7月9日

檜山森林管理署

管理署名	物件の展示場所		土場（入札番号）	椋	数量	備考
	森林事務所 （連絡先）	所在地				
檜山森林管理署 0139-64-3201	厚沢部森林事務所 0139-66-2053	厚沢部町 社の山	A2 号土場（ 72号 ~ 76号）	5	815.029	
			計	5	815.029㎡	

現地物件熟覧ご希望の方は、森林管理署又は、森林事務所に連絡の上、鍵を借りて入林願います。

なお、ご不明な点があれば下記の者へご連絡ください

公売物件実務担当： 道南地方木材協会(担当:春山)

TEL0138-83-8911 携帯(090-7510-2017)

## 檜山森林管理署販売物件一覧表

入札予定日

令和8年7月9日

物件番号	所在地	樁番号	樹種	本数	材積m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup> 廻り	主間伐別 材径 換算率 搬出期限	摘要欄	応札 枚数	開札結果	
										二番札	一番札
72	厚沢部町 社の山	08-A2-4	トドマツ	931	198.808	0.214	間伐材 3.65m 16 - 38 cm 令和8年10月30日				
73	厚沢部町 社の山	08-A2-6	低質材N (トドマツ)	1,015	179.901	0.177	間伐材 3.65m 14 - 38 cm 令和8年10月30日				
74	厚沢部町 社の山	08-A2-10	トドマツ	842	201.289	0.239	間伐材 3.65m 16 - 38 cm 令和8年10月30日				
75	厚沢部町 社の山	08-A2-13	低質材N (トドマツ)	819	169.591	0.207	間伐材 3.65m 16 - 38 cm 令和8年10月30日				
76	厚沢部町 社の山	08-A2-15	トドマツ	271	65.440	0.241	間伐材 3.65m 16 - 38 cm 令和8年10月30日				
	計			3,878	815.029						

\*\*\* 販売物件明細書 \*\*\*

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
8	4	72	08-07-101

北海道森林管理局  
釧路森林管理署

物件所在地	棟番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘 要
鶴町森林事	08- A2-4	濁川	トドマツ	65	一般材	3.65	16 ~ 18	込一般	155	17.065	0.110	
						3.65	20 ~ 22	込一般	292	47.158	0.162	
						3.65	24 ~ 28	込一般	349	83.810	0.240	
						3.65	30 ~ 38	込一般	135	50.775	0.376	
				樹種計				931	198.808	0.214		
				植				931	198.808	0.214		
				評定番号計				931	198.808	0.214		

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m<sup>3</sup>)

\*\*\* 販売物件明細書 \*\*\*

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
8	4	73	08-07-102

北海道森林管理局  
釧路森林管理署

物件所在地	棟番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘 要				
鶴町森林事	08- A2-6	濁川	低質材N	65	低質材	3.65	14 ~ 18	低質材	357	38.059	0.107					
						3.65	20 ~ 38	低質材	668	141.842	0.216					
										樹種計			1,015	179.901	0.177	
										植			1,015	179.901	0.177	
				評定番号計				1,015	179.901	0.177						

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m<sup>3</sup>)

\*\*\* 販売物件明細書 \*\*\*

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
8	4	74	08-07-103

北海道森林管理局  
釧路森林管理署

物件所在地	棟番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘 要
鶴町森林事	08- A2-10	濁川	トドマツ	65	一般材	3.65	16 ~ 18	込一般	128	14.204	0.111	
						3.65	20 ~ 22	込一般	213	34.973	0.164	
						3.65	24 ~ 28	込一般	306	75.153	0.246	
						3.65	30 ~ 38	込一般	195	76.959	0.395	
				樹種計				842	201.289	0.239		
				植				842	201.289	0.239		
				評定番号計				842	201.289	0.239		

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m<sup>3</sup>)

\*\* 販売物件明細書 \*\*

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
8	4	75	08-07-104

北海道森林管理局  
樽山森林管理署

物件所在地	種番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘 要
鶴町森林事	08- A2-13	濁川	低質材N	65	低質材	3.65	16 ~ 18	低質材	184	20.612	0.112	
						3.65	20 ~ 38	低質材	636	148.979	0.235	
						樹種			819	169.591	0.207	
						植			819	169.591	0.207	
			評定番号計			819			169.591	0.207		

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m<sup>3</sup>)

\*\* 販売物件明細書 \*\*

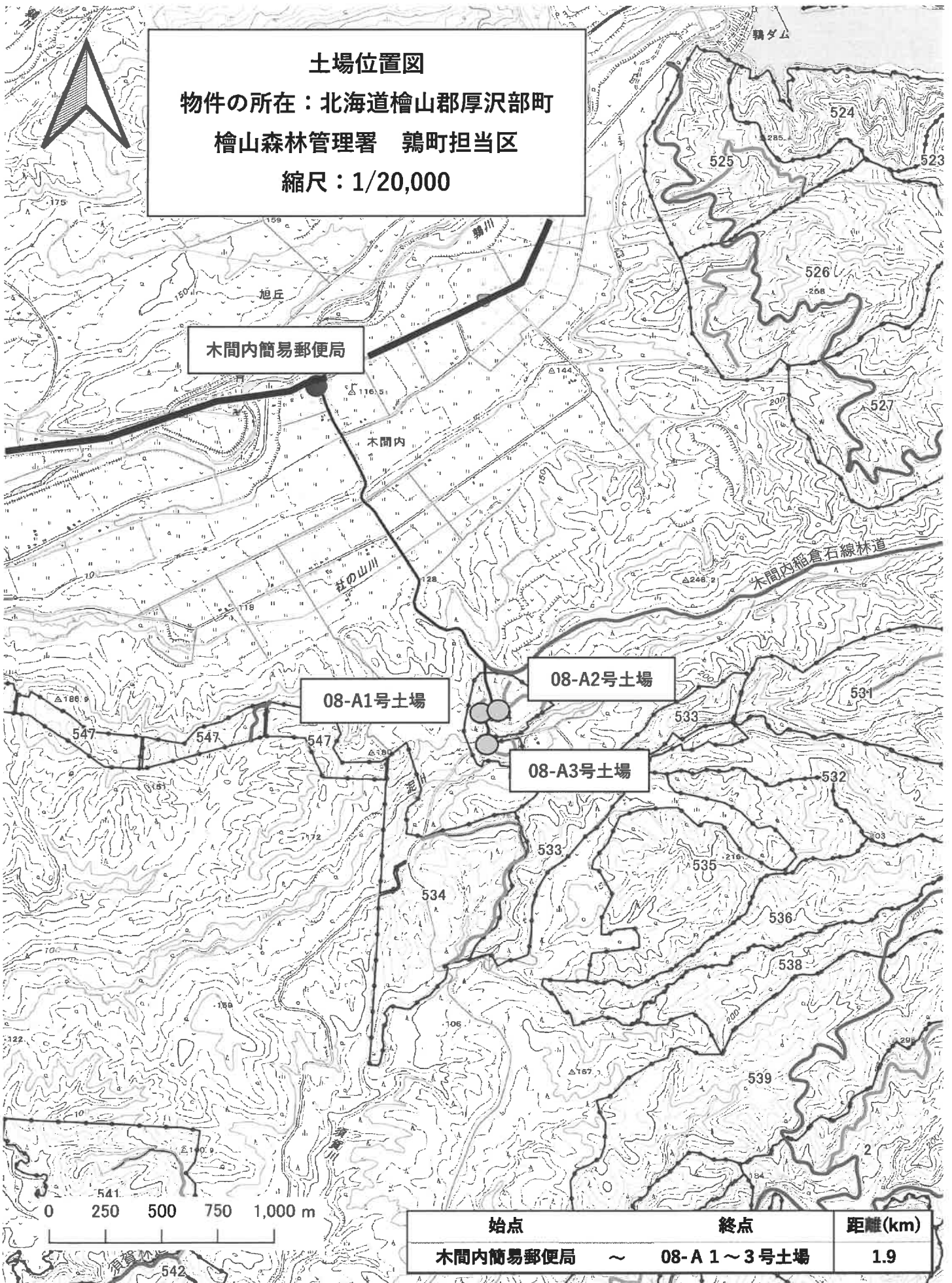
公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
8	4	76	08-07-105

北海道森林管理局  
樽山森林管理署

物件所在地	種番号	産地	樹種	林齢	材の区分	長級	径級	品等	本数	材積	単材積	摘 要
鶴町森林事	08- A2-15	濁川	トドマツ	65	一般材	3.65	16 ~ 18	込一般	21	2.453	0.117	
						3.65	20 ~ 22	込一般	77	12.575	0.163	
						3.65	24 ~ 28	込一般	117	28.901	0.247	
						3.65	30 ~ 38	込一般	56	21.511	0.384	
			樹種						271	65.440	0.241	
			植						271	65.440	0.241	
			評定番号計						271	65.440	0.241	

(単位:長級 m, 径級 cm, 材積 m<sup>3</sup>)





### 桧位置図

08-A2号桧

※桧の杭は搬出もしくは土場隅に堆積願います。  
※林道保全のため、晴天時に搬出願います。  
※複数搬運業者の重複を避けるため、  
運材着手前に下記の森林事務所へご連絡願います。  
厚沢部森林事務所  
TEL0139-66-2053

